

証券コード 7956  
2019年4月25日

株主各位

東京都中央区日本橋久松町4番4号

**ピジョン株式会社**

代表取締役社長 北澤 憲政

## 第62期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第62期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第62期（2018年2月1日から2019年1月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
  2. 第62期（2018年2月1日から2019年1月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

**決議事項**  
**第1号議案**

剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、当期の期末配当金は当社普通株式1株につき34円と決定いたしました。

**<ご参考>**

基準日	1株当たりの配当金		
	中間配当金	期末配当金	年間配当金
2018年1月期	31円00銭	35円00銭	66円00銭
2019年1月期	34円00銭	34円00銭	68円00銭

(注) 2019年1月期の1株当たりの年間配当金は、前期と比べ2円増配の68円となりました。

## 第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (招集) 当会社の定時株主総会は、毎年4月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 (監査役の任期) 1. および2. (条文省略)</p> <p>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p> <p>第38条 (中間配当) 当会社は取締役会の決議により、毎年7月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (招集) 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 (監査役の任期) 1. および2. (現行どおり)</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第36条 (事業年度) 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>第37条 (剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>第38条 (中間配当) 当会社は取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p>

変 更 前	変 更 後
(新設)	附則
(新設)	第1条 第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第63期事業年度は、2019年2月1日から2019年12月31日までの11カ月間とする。
(新設)	第2条 第38条(中間配当)の規定にかかわらず、第63期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、2019年7月31日とする。
(新設)	第3条 前二条および本条は、第63期事業年度の終了をもって、これを定款から削除する。

### 第3号議案

監査役4名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に甘利和久、橋本伸行、大津広一および太子堂厚子の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

### 第4号議案

補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に大室幸子氏が選任されました。

### 第5号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり、退任取締役大越昭夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社「役員退職慰労金規程」に従い、170,428千円(特別功労金を含む)の退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期および方法等は取締役会に一任することについて承認可決されました。

### 第6号議案

取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、原案どおり、本総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止することに伴い、取締役仲田洋一、山下茂、北澤憲政、赤松栄治、板倉正および倉知康典の6氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社「役員退職慰労金規程」に従い、仲田洋一氏に対し343,451千円(特別功労金を含む)、山下茂氏に対し126,598千円(特別功労金を含む)、北澤憲政氏に対し38,103千円、赤松栄治氏に対し

43,494千円、板倉正氏に対し20,845千円および倉知康典氏に対し27,276千円の退職慰労金を打ち切り支給をすることとし、支給の時期は各氏の取締役の退任時とし、支給の方法等は取締役会に一任することについて承認可決されました。

### 第7号議案

#### 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり、取締役の報酬額を「年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）」に改定することが承認可決されました。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

### 第8号議案

#### 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

本件は、原案どおり、取締役（社外取締役を除く）を対象に、役位および業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入について承認可決されました。

なお、本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度であり、役位に応じて当社株式の交付が行われる「固定部分」と、業績目標の達成度に応じて当社株式の交付が行われる「業績連動部分」により構成されるものであります。

本制度の概要は次のとおりであります。

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役（社外取締役を除く）	
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	当社が拠出する金員の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3事業年度を対象として600百万円</li> <li>・ ただし、本年度から開始する当初の本制度の対象期間については、1事業年度を対象として200百万円</li> </ul>
	当社株式の取得方法および取締役に交付等がなされる当社株式の数の上限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない</li> <li>・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの上限は、41,000ポイント（41,000株相当）</li> <li>・ 取締役に付与される1事業年度あたりのポイントの上限に相当する株式数の発行済株式総数（2019年1月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.03%</li> </ul>

③業績達成条件の内容	原則として、中期経営計画に掲げる業績指標（連結売上高CAGR、EPS成長率およびROE等）や非財務指標（気候変動緩和や多様性のある雇用促進等）等の目標達成度に応じて0～150%の範囲で変動
④当社株式等の交付等の時期	取締役の退任時

以 上

## <ご参考>

本定時株主総会終了後の取締役会において、代表取締役会長兼取締役会議長に山下茂氏、代表取締役社長に北澤憲政氏が新たに選定され、それぞれ就任いたしました。また、同日開催された監査役会において、常勤監査役に甘利和久および橋本伸行の両氏が選定され、それぞれ就任いたしました。

この結果、2019年4月25日現在の役員体制は、次のとおりとなりました。

### [取締役および監査役]

地 位	氏 名	担 当
取締役最高顧問	仲 田 洋 一	
代表取締役会長 兼取締役会議長	山 下 茂	
代表取締役社長	北 澤 憲 政	
取締役専務執行役員	赤 松 栄 治	日本事業統括責任者 (ヘルスケア・介護事業本部長兼人事総務本部兼国内ベビ ー・ママ事業本部兼ヘルスケア・介護事業本部兼子育て支 援事業本部兼ロジスティクス本部担当)
取締役常務執行役員	板 倉 正	グローバルヘッドオフィス責任者 (経営戦略本部兼経理財務本部兼監査室担当)
取締役常務執行役員	倉 知 康 典	日本事業副責任者 (開発本部兼品質管理本部兼お客様コミュニケーション本 部担当)
取締役上席執行役員	Kevin Vyse-Peacock	ランシノ事業本部長 兼LANSINOH LABORATORIES,INC.代表取締役社長
取 締 役	新 田 孝 之	(社外取締役)
取 締 役	鳩 山 玲 人	(社外取締役)
取 締 役	岡 田 英 理 香	(社外取締役)
常 勤 監 査 役	甘 利 和 久	
常 勤 監 査 役	橋 本 伸 行	
監 査 役	大 津 広 一	(社外監査役)
監 査 役	太 子 堂 厚 子	(社外監査役)

## [執行役員]

地 位	氏 名	担 当
上 級 執 行 役 員	矢 野 亮	中国事業本部長 兼PIGEON (SHANGHAI) CO.,LTD.代表取締役
上 級 執 行 役 員	仲 田 祐 介	シンガポール事業本部長 兼PIGEON SINGAPORE PTE.LTD.代表取締役社長
執 行 役 員	松 永 勉	経営戦略本部長
執 行 役 員	牧 裕 康	経理財務本部長
執 行 役 員	石 上 光 志	人事総務本部長
執 行 役 員	小 原 裕 子	お客様コミュニケーション本部長
執 行 役 員	筒 井 克 志	開発本部長
執 行 役 員	田 島 和 幸	品質管理本部長
執 行 役 員	浦 狩 高 年	国内ベビー・ママ事業本部長
執 行 役 員	鶴 孝 則	子育て支援事業本部長兼ピジョンハーツ(株)代表取締役社長
執 行 役 員	西 本 浩	ロジスティクス本部長
執 行 役 員	賀 来 健	PIGEON MANUFACTURING (SHANGHAI) CO.,LTD. 代表取締役
執 行 役 員	松 鳥 浩 司	ランシノ事業本部副本部長 兼LANSINOH LABORATORIES,INC.取締役

以 上

